

川崎市土木工事特記仕様書集

令和 8 年 7 月

目次

建設副産物に関する共通事項特記仕様書	1
川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書（横浜市環境創造局改良土プラント）	2
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島指定処分地）	3
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島中継ヤード）	4
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（建設資源広域利用センター）	5
一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書	6
一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書	7
一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書	8
一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）	9
一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書	10
過積載特記仕様書	11
現場環境改善特記仕様書	12
熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書	14
川崎市現場環境改善費（熱中症対策）の積み上げの試行に関する特記仕様書	15
熱中症対策の義務化に関する特記仕様書	17
川崎市快適トイレの設置に関する特記仕様書	21
道路工事等に伴う植栽工特記仕様書（枯補償適用工事）	24
舗装履歴台帳特記仕様書	25
熱帯材使用型枠の削減に係る特記仕様書	26
アスファルト混合物事前審査制度に係る特記仕様書	27
境界保全測量に係る特記仕様書	28
現場代理人の常駐義務の緩和に係る特記仕様書	29
余裕期間制度に係る特記仕様書（発注者指定方式）	30
余裕期間制度に係る特記仕様書（任意着手方式）	32
公共工事における再生コンクリート砂（RC - 10）の使用に係る特記仕様書	36
環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書	37
電子納品特記仕様書（工事）	38
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材 に係る分別解体等に関する省令第4条に関する手続き特記仕様書	39
不陸整正特記仕様書	40
設計書記載数量等の取り扱いに関する特記仕様書	41
舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書	42
鉛等の有害物を含有する塗料の剥離作業等に関する特記仕様書	43
工事期間中における夜間・休日等の連絡体制に関する特記仕様書	44
設計図面の表記省略に関する特記仕様書	45
総価契約単価合意方式特記仕様書	46
1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書	47
法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書	48
川崎市週休2日確保工事（土木工事編）特記仕様書	49
「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事」特記仕様書	50
土木工事等の情報共有システム利用工事特記仕様書【発注者指定型】	51
土木工事等の情報共有システム利用工事特記仕様書【受注者希望型】	52

川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事特記仕様書【発注者指定型】	53
川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事特記仕様書【受注者希望型】	54
川崎市 I C T 活用工事に関する特記仕様書【発注者指定型】	55
川崎市 I C T 活用工事に関する特記仕様書【受注者希望型】	57

建設副産物に関する共通事項特記仕様書

(共通事項)

第1条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め、発注者に各1部提出し、その内容を説明する。再生資源利用〔促進〕計画を工事現場の見やすい場所に掲げるなど、公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットに公表するよう努める。また、工事完了後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を5年間保存する。

- ・再生資源利用計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
 - ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
 - ② 500トンの以上の砕石を搬入する工事
 - ③ 200トンの以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ・再生資源利用促進計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
 - ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200トンの以上搬出する工事
- ・再生資源利用実施書の作成対象工事
最終請負金額100万円（消費税を含む）以上の工事
- ・再生資源利用促進実施書の作成対象工事
最終請負金額100万円（消費税を含む）以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。その内容は建設廃棄物の種類別特記仕様書で定める。なお、建設廃棄物の処分にあたり、受注者（排出事業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

なお、建設廃棄物とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストなどをいう。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。

ただし、完成検査日時点でE票が提出されていない場合は、D票のみで完成検査を受検することができる。

(特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告)

第2条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第18条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了し再資源化等報告書を発注者に報告するときには、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものをいう。

川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書

(横浜市環境創造局改良土プラント)

(改良土の使用)

- 第1条 本工事で使用する埋戻土については、「横浜市環境創造局改良土プラント（以下「改良土プラント」という。）」（横浜市鶴見区末広町1-6-1）で生産された改良土を使用する。
- 2 改良土プラントへ搬入する建設発生土は、本工事から発生する建設発生土とする。
 - 3 改良土プラントへの建設発生土の搬入量と改良土の搬出量は同量とする。
 - 4 受注者は、川崎市建設副産物取扱要綱、同要領及び同基準に定める事項を遵守するものとする。

(建設発生土・改良土の運搬)

- 第2条 受注者は、建設発生土又は改良土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

(改良土プラントの利用上の注意点)

- 第3条 受注者は、改良土プラントを運営する横浜改良土センター株式会社が定める施設利用要領に基づき利用申込手続き、改良土利用料金、利用日時、利用条件等の事項を遵守し利用するものとする。

(検査等)

- 第4条 受注者は、「発生土・改良土整理券」の交付を受けたとき、すべての「発生土・改良土整理券」を監督員に提示し、確認を受けるものとする。
- 2 受注者は、本工事に交付された「発生土・改良土整理券」を他の工事に使用してはならない。
 - 3 受注者は、監督員から工事途中で搬出入状況について確認を求められたときは、速やかに「発生土・改良土整理券」を提示し、報告するものとする。
 - 4 受注者は、工事完成検査のとき、「発生土・改良土整理券」の半券を検査員に提示するものとする。

川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

(浮島指定処分地)

(建設発生土の搬入先)

第1条 本工事から発生する建設発生土については、「浮島指定処分地」(川崎区浮島町 523-1 番地先)に搬入する。

2 受注者は、川崎市浮島指定処分地建設発生受入要綱に定める事項を遵守するものとする。

(建設発生土の運搬)

第2条 受注者は、建設発生土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

(浮島指定処分地の利用上の注意点)

第3条 受注者は、事前に浮島指定処分地の開業日、受付時間、雨天時の開場等を確認してから搬入するものとする。

2 受注者は、受付に搬入整理券を渡し、土砂の確認を受け、搬入が認められたときは、係員からの指示に従い投入するものとする。

3 受注者は、搬入が認められたものでも積降し又は投入中に建設発生土の中に受入基準に適合しないもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)が発見された場合には、受注者の責任において撤去しなければならない。

(検査等)

第4条 受注者は、建設発生土の搬入の完了後速やかに監督員へ報告を行い、監督員から受領する浮島指定処分地搬入実績書を保管するものとする。

2 受注者は、本工事に交付された搬入整理券を他の工事に使用してはならない。

3 受注者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに搬入整理券を提示し、報告するものとする。

4 受注者は、工事完成検査のとき、浮島指定処分地搬入実績書を検査員に提示するものとする。

川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

(浮島中継ヤード)

(建設発生土の搬入先)

- 第1条 本工事から発生する建設発生土については、「浮島中継ヤード」(川崎区浮島町410番地内)に搬入する。
- 2 受注者は、川崎市建設副産物取扱要綱及び川崎市建設発生土取扱要領を遵守するものとする。

(建設発生土の運搬)

- 第2条 受注者は、建設発生土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

(浮島中継ヤードの利用上の注意点)

- 第3条 受注者は、事前に浮島中継ヤードの開業日、受付時間等を確認してから搬入するものとする。
- 2 受注者は、受付に搬入整理券を渡し、土砂の確認を受け、搬入が認められたときは、係員からの指示に従い積降すものとする。
- 3 受注者は、搬入が認められたものでも積降し建設発生土の中に受入基準に適合しないもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)が発見された場合には、受注者の責任において撤去しなければならない。

(検査等)

- 第4条 受注者は、建設発生土の搬入の完了後速やかに監督員へ報告を行い、監督員から受領する浮島中継ヤード搬入実績書を保管するものとする。
- 2 受注者は、本工事に交付された搬入整理券を他の工事に使用してはならない。
- 3 受注者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに搬入整理券を提示し、報告するものとする。
- 4 受注者は、工事完成検査のとき、浮島中継ヤード搬入実績書を検査員に提示するものとする。

川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

(建設資源広域利用センター)

(建設発生土の搬入先)

第1条 本工事から発生する建設発生土については、(株)建設資源広域利用センター(以下「UCR」という。)の管理する受入地に搬入する。

(UCR利用の手続き)

第2条 受注者は、UCRに土砂搬入申込書に必要な書類を添付して提出し、手数料を支払い、土砂搬入管理券の交付を受け、UCRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬入する。

(UCR受入地の利用上の注意点)

第3条 UCR受入地へ搬出できる建設発生土は、受入地毎の建設発生土受入基準に適合したものであること。

- 2 搬出量に係らず、UCRが定める土質試験を搬入前に実施し、その結果をUCRに通知するものとする。詳細は「UCR受入地利用案内」による。
- 3 搬出条件は、「UCR受入地利用案内」による。なお、搬入手続き等は監督員の指示による。
- 4 発注者の設計変更等による土量の増減がある場合以外は、UCRの規定により土砂搬入管理券の枚数は変更しない。

(検査等)

第4条 受注者は、土砂搬入管理券の交付を受けたとき、すべての土砂搬入管理券に所定の事項を記入して、監督員に提示し、確認を受けるものとする。

- 2 受注者は、本工事に交付された土砂搬入管理券を他の工事に使用してはならない。
- 3 受注者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに土砂搬入管理券を提示し、報告するものとする。
- 4 受注者は、工事完成検査のとき、土砂搬入管理券を検査員に提示するものとする。

一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書

(処理方法)

第1条 本工事から発生するコンクリート塊は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

(処理計画)

第2条 受注者は、施工計画書にコンクリート塊の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定工場」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

(取り壊し条件)

第3条 コンクリート塊の取り壊しは、径30cm未満の大きさに破砕すること。

(運搬経路)

第4条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めるものとする。

(運行管理)

第5条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検査等)

第6条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提示するものとする。

(遵守事項)

第7条 受注者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。

一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書

(処理方法)

第1条 本工事から発生するアスファルト・コンクリート塊は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

(処理計画)

第2条 受注者は、施工計画書にアスファルト・コンクリート塊の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定工場」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

(取り壊し条件)

第3条 アスファルト・コンクリート塊の取り壊しは、縦・横の平均寸法が50cm未満の大きさに破碎すること。

(運搬経路)

第4条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めるものとする。

(運行管理)

第5条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検査等)

第6条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提示するものとする。

(遵守事項)

第7条 受注者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。

一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書

(処理方法)

第1条 本工事から発生する路盤廃材は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

(処理計画)

第2条 受注者は、施工計画書に路盤廃材の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定工場」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

(運搬経路)

第3条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めるものとする。

(運行管理)

第4条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検査等)

第5条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提示するものとする。

(遵守事項)

第6条 受注者は、処理に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。

一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）

（処理方法）

第1条 本工事から発生する建設汚泥等は、リサイクルを基本とし、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に委託するものとする。

（処理計画）

第2条 受注者は、施工計画書に建設汚泥等の処理計画を添付する。処理計画には、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）、中間処理及び最終処分業者（処理及び処分場所、産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）並びに処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

（運搬経路）

第3条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めるものとする。

（運行管理）

第4条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

（検査等）

第5条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処理状況の写真等を監督員に提示するものとする。

（遵守事項）

第6条 受注者は、処理に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を厳守するものとする。

一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書

(対象)

第1条 建設発生木材等とは、建設工事（建築物、工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。

(処理方法)

第2条 本工事から発生する建設発生木材等は、建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に規定する「指定事業者」に搬入する。

(処理計画)

第3条 受注者は、施工計画書に建設発生木材等の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定事業者」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

(運搬経路)

第4条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めるものとする。

(運行管理)

第5条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検査等)

第6条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提示するものとする。

(遵守事項)

第7条 受注者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。

過積載特記仕様書

受注者は、工事施工に伴う建設副産物、工事用資材等（以下「建設資材」という。）を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたり、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。

- （１）積載重量制限を超えて建設資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （２）さし枠装着車、不表示車等に建設資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （３）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から建設資材の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- （４）取引関係にある運送事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を建設資材の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- （５）建設資材の処理及び購入等にあたり、下請け事業者及び納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- （６）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という）」を遵守し、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。また、法の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。
- （７）上記項目について、受注者は下請け業者を適切に指導すること。

現場環境改善特記仕様書

(現場環境改善の目的)

第1条 川崎市発注の公共工事において、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。

(対象となる内容と範囲)

第2条 工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、営繕関係、安全関係)及び地域連携に関するものを対象とする。また、原則、すべての屋外工事を対象とするが、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

(受注者の義務)

第3条 受注者は、施工に際しこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

(実施内容)

第4条 次に示す別表-1の内容のうち、原則として各計上費目(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。なお、発注者が指定していない場合は、受注者が選定し、監督員と協議の上決定すること。また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、対策の妥当性を確認のうえ、別途積み上げ計上を行うものとする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1.昇降設備の充実、2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実、4.作業負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導警備員待機室を含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策、3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策等
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

(ロゴ・キャラクターの使用)

第5条 川崎市が権利を保有するロゴ・キャラクター等を使用する際は、監督員と事前に協議を行うこと。

また、川崎市以外の第3者が権利を保有するロゴ・キャラクター等を使用する際は、事前に監督員の承諾を得るとともに、受注者の責任において権利保有者と協議を行い、使用許可を得ること。

(実施予定内容の提出)

第6条 具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に含め提出すること。

(実施結果の報告)

第7条 工事完了時には、川崎市土木工事写真管理基準に基づき実施状況写真を添付すること。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書

- 1 受注者は、工事現場等における労働者の熱中症の予防に対し、必要な対策を講じること。
- 2 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者が講じる熱中症対策を記載するとともに、基準日を記載し、監督員に工事打合せ簿にて提出するものとする。
- 3 熱中症対策に資する現場管理費補正に関する事項は、「川崎市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事等）」に基づき行うものとする。
- 4 熱中症対策に資する現場管理費補正は、監督員から工事打合せ簿で「補正值」を示し、その補正值を基に設計変更について協議するものとする。

川崎市現場環境改善費（熱中症対策）の積み上げの試行に関する特記仕様書

（目的）

第1条 本特記仕様書は、「川崎市現場環境改善費（熱中症対策）の積み上げ計上に関する試行要領」（以下「要領」という。）に基づき、工事現場において、施設や設備により、熱中症対策を適切に実施し、建設現場の労働環境改善を図ることを目的とし、必要な事項を定めたものである。

2 本特記仕様書は、原則として5月1日から10月31日までの期間に適用するものとする。ただし、当該期間外で対策が必要な場合は、当該月も対象とする。

（対象工事）

第2条 本工事は、現場環境改善費に熱中症対策に関する費用を積み上げ計上できる工事である。

（実施方法等）

第3条 実施方法等は要領によるものとする。

（施設、設備の仕様等）

第4条 受注者は、熱中症対策に要する費用の積み上げ計上を希望する場合は、契約後速やかに、当該工事における当該対策（以下「対策」という。）に必要な施設・設備の種類（別表参照）、規模、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合せ簿を監督員に提出のうえ、協議しなければならない。

（施工計画書）

第5条 受注者は、前条の工事打合せ簿により監督員から回答された施設や設備の種類、規模及び設置期間等を記載した施工計画書を監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

（費用）

第6条 現場の施設や設備に対する対策費用の積み上げ計上は、変更契約において行う。

2 当初契約で、現場環境改善費の率分を計上していない工事であっても変更契約で単独で計上することができる。

（現場作業終了時点の提出書類）

第7条 受注者は、施設や設備の実施状況を撮影し、監督員に提出するものとする。

2 受注者は、施行計画書に基づき、実施した対策の施設・設備の種類、規模及び設置期間を記載した工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

3 受注者は熱中症対策に要した費用の明細を記載した契約書等を監督員に提出するものとする。

（変更契約）

第8条 変更契約は、受注者が施工計画書等に従って対策した施設及び設備の設置期間を対象に、前条の提出書類に基づき、受発注者間で協議のうえ行う。

以上

【別表】施設・設備の種類例示（リース品、購入品共通）

※１） 試行要領第４条第４項第（４）号で使用する耐用年数であるが、参考に留め、積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を必ず確認し、積算時点の耐用年数を使用すること。

※２） 本表に記載されていない施設・設備については、発注者と別途協議をすること。

熱中症対策に必要な施設・設備 の種類 ※２）	耐用年数（年） ※１）	国税庁耐用年数表上の品目	
		構造・用途	細目
・大型扇風機	８	電気機器	その他のもの
・ミスト扇風機	８	電気機器	その他のもの
・スポットクーラー	８	電気機器	その他のもの
・ドライミスト発生装置	８	電気機器	その他のもの
・ミストファン	８	電気機器	その他のもの
・ウォータークーラー	８	電気機器	その他のもの
・電気冷蔵庫	６	電気機器	電気冷蔵庫
・製氷機	４	電気機器	氷冷蔵庫
・給水機	８	電気機器	その他のもの
・スポーツドリンク類の 自動販売機（無料自販機含む）	８	電気機器	その他のもの
・テント付きの屋外休憩所	８	日よけ設備	その他のもの
・遮光ネット	８	日よけ設備	その他のもの
・日除けテント	８	日よけ設備	その他のもの
・簡易テント	８	日よけ設備	その他のもの
・移動式エアコン	６	電気機器	冷房用機器
・休憩車の配置	６	一般用のもの	その他のもの
・作業場近くにクールダウンス ペース（冷却休憩施設）	８	日よけ設備	その他のもの

熱中症対策の義務化に関する特記仕様書

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）の施行に伴い、熱中症による健康被害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために講ずべき措置等が義務付けられているので、次のとおり実施すること。

1. 熱中症を生ずるおそれのある対象作業

「WBGT 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて実施」が見込まれる作業を対象とする。

2. 講ずべき措置

①報告体制の整備

熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症が生じた疑いのある作業員を発見した者が報告するため、『連絡体制』を整備し、従事することが見込まれる者に周知すること。

②手順等の作成

熱中症の自覚症状を有する作業員や熱中症を生じた疑いのある作業員への対応に関し、現場の緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先、必要な措置の『手順書等』について、別添資料 1 を参考に現場に即したものを作成すること。

③作業従事者に対する手順等の周知

『連絡体制』や『手順等』について作業員へ周知するため、現場の見えやすい箇所へ掲示するとともに、メールの送付、文書等の配布、朝礼等において伝達を行うこと。

なお、熱中症の症状が疑われる場合の『報告先』については別添資料 2 を参考に作成し、工事現場の見やすい場所に掲示すること。

3. 実施状況の確認について

受注者は、実施状況を監督員の確認を得ること。

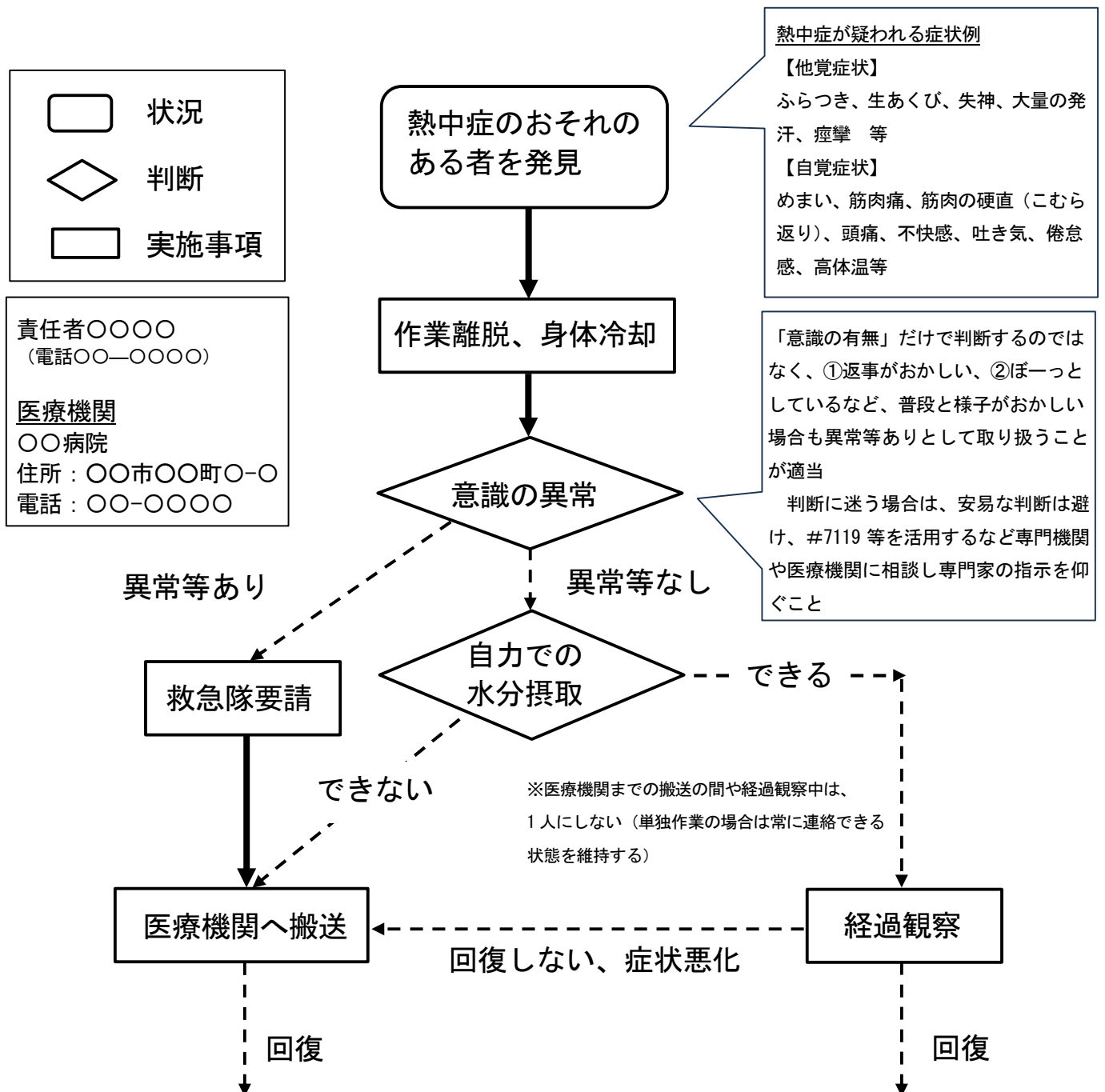
4. 監督員への報告について

熱中症の症状により、救急搬送された場合は、すみやかに監督員に連絡し、状況を報告すること。

【資料 1】 手順例

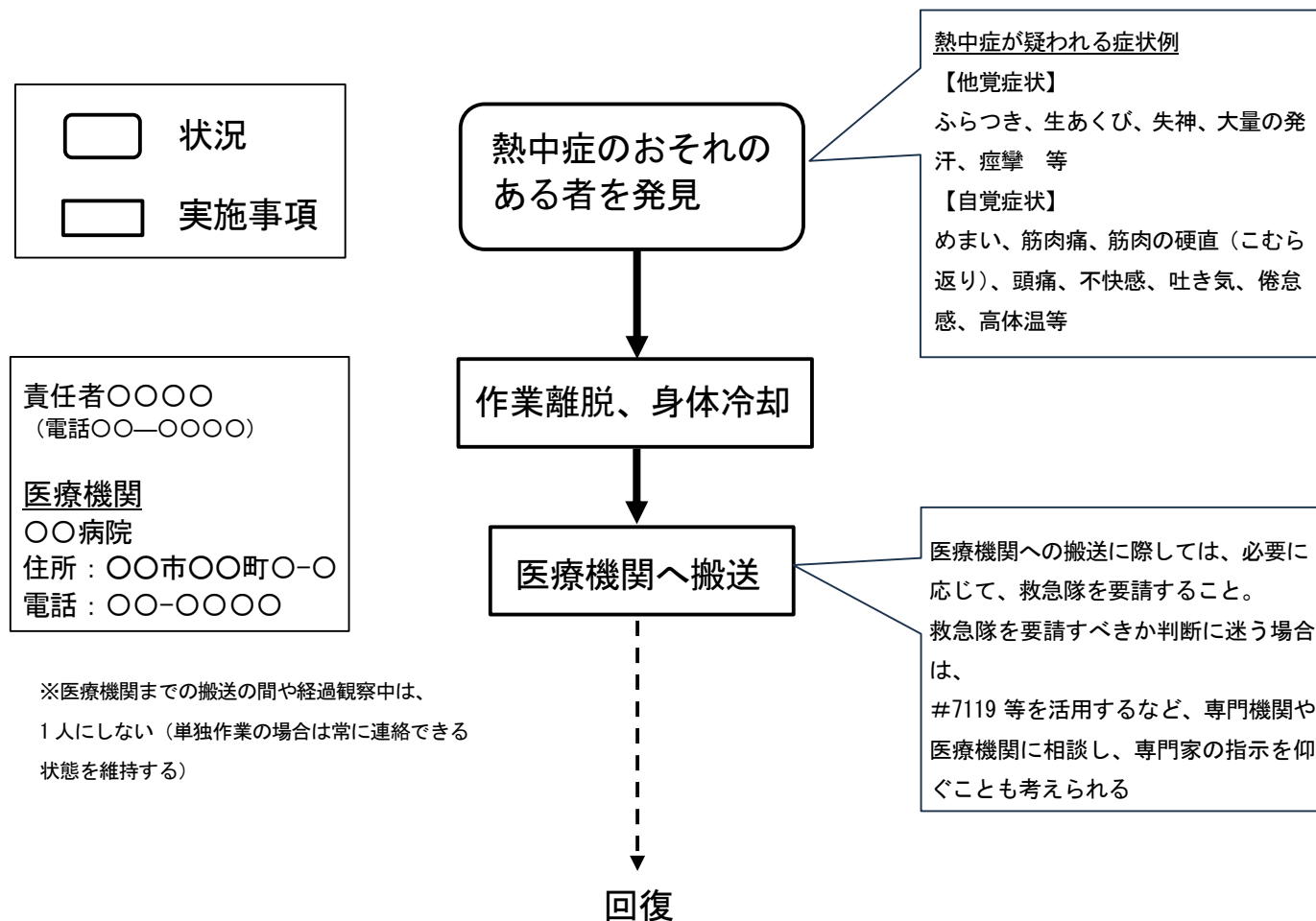
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

【資料 2】

事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

川崎市快適トイレの設置に関する特記仕様書

(適用)

- 第1条 本工事は、「川崎市快適トイレの設置に関する試行要領」に基づき、工事現場における作業環境の改善を図るため、快適トイレの設置を実施するものとする。
- 2 本特記仕様書は、本工事において受注者が設置する快適トイレに関し、必要な事項を定めるものである。
- 3 受注者は建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、本特記仕様書に基づき適切に快適トイレを設置しなければならない。

(対象工事)

第2条 本工事には、原則として快適トイレを設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急工事、維持工事等で実施が困難なもの）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 災害復旧工事
- (4) 効果が期待できないもの
- (5) 工事準備・後片付け期間を除く純工期が1ヶ月未満の工事
- (6) 監督員と協議の結果、快適トイレの手配あるいは設置場所の確保が困難であると判断された場合

(仕様)

第3条 本工事現場に設置する快適トイレについては、(1)に示す仕様を満たし、(2)に示す付属品を備えるものでなければならない。また、(3)に示す仕様等を満たすものであるよう努めること。

- (1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】
 - ア 洋式便器
 - イ 水洗または簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
 - ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
 - エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
 - オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
 - カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）
- (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】
 - ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
 - ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
 - エ 鏡付きの洗面台
 - オ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様及び付属品
 - ア 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
 - イ 室内温度の調整が可能な設備（空調設備等）
 - ウ 擬音装置（機能を含む）
 - エ 着替え台（フィッティングボード）
 - オ 臭気対策機能（フラッパー機能）の多重化

カ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

キ 上記以外に快適性向上に資するもの（温水洗浄便座、手すり、ヘルメット置き、緊急ブザー等）

（協議）

第4条 受注者は、契約後速やかに、快適トイレの導入の有無、仕様、設置期間、設置基数及び概算額等の詳細を記載した工事打合せ簿を監督員に提出の上、協議しなければならない。

2 第5条第1項に基づき共通仮設費の現場環境改善費（率分）を充当できるのは、共通仮設費の現場環境改善費（率分）が当初設計において計上されている場合で、かつ、現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携の各費目から1内容ずつの合計4つの内容を基本として実施する場合を原則とする。ただし、後者については、地域の状況・工事内容により指定の組み合わせ等が困難な場合は、受発注者間で協議のうえ、実施費目数及び実施内容の変更ができるものとする。

3 受注者は、設置する快適トイレが前条（1）に示す仕様を満たし、同条（2）に示す付属品を備えるものであることを示す事が分かる具体的な内容、実施時期等を施工計画書に記載し、事前に監督員へ提出し、監督員から承認を得なければならない。

4 受注者は、建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（1）～（6）の各号に配慮することとする。

（1） 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

（2） 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（3） 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

（4） ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（5） 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（6） 外観

建設業の更なるイメージアップのため、清潔感のあるデザインや周辺環境との調和に配慮をする。

（設置に要する費用）

第5条 快適トイレに要する費用については、当初設計には計上しないものとし、最終の契約変更確定時において、実際にかかった費用から10,000円／基・月（従来型トイレ）を除いた額である「積算上の差額」について、57,000円／基・月を上限に設計変更の対象とし、共通仮設費の営繕費に積み上げ計上するものとする。

現場環境改善費（率分）は、第4条第2項の規定により充当できる場合において、当該費用が積算上限額（57,000円／基・月）を超過したときは、超過分について、率分の範囲内で充当することができるものとする。

また、現場環境改善費（率分）を当該超過分に充当する場合は、前条第1項の規定を準用する。

この場合、同項中「概算額等の詳細を記載した」とあるのは、「賃貸借契約書（リース契約書）の写し等の詳細を記載・添付した」と読み替えたうえで再協議を行うものとする。

2 設置基数は、現場毎に必要性を受発注間の協議により、決定できるものとする。

なお、ハウス型等の場合は、入口が別になっている場合に限り、入口毎に57,000円／基・月を上限に計上できるものとする。

3 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、差額の対象としない。

(実績の確認)

第6条 受注者は、快適トイレに要した費用の明細を記載した契約書等の支出実態の分かる資料を監督員に提出し、確認を受けなければならない。

2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(その他)

第7条 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、決定するものとする。

以上

道路工事等に伴う植栽工特記仕様書(枯補償適用工事)

受注者は、本工事の植栽工について、次の事項を遵守すること。

第1条 枯補償

植栽樹木等が工事完了引渡し後1年以内に、かし以外の不可避的な原因により、植栽した時の状態で、枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。）となった場合は、受注者は当初植栽した樹木等（樹木・地被類）と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と受注者が立会いのうえ行うものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の災害により、流失、折損、倒木した場合は、この限りではない。

植替え時期については、発注者と協議するものとする。

第2条 提出書類

受注者は、工事の完成検査時に、植栽調書（補植数量未記入）及び位置図、平面図等（2部）の植栽に関する書類を、工事の完成図書に添付して監督員へ提出しなければならない。また、枯補償により補植した場合は、補植完了後すみやかに補植数量を記入した植栽調書、補植位置図、補植平面図等を監督員に提出し、確認を得ること。

第3条 枯補償期間

- （1）枯補償期間は、工事完了引渡し後1年間とする。
- （2）植替え後再枯損した場合は、再度植替えを行うものとする。

第4条 枯補償確認

- （1）受注者は、枯補償期限前に監督員等へ枯補償確認依頼を行って植栽調書を受け取り、監督員立会いのもと植栽の状況を確認する。
- （2）植栽の状況を確認し、異常が無い場合は、植栽調書に補植数量ゼロを記入し監督員に提出すること。

枯死・形姿不良など樹木等に異常が見られた場合は、監督員等から植替えの指示を仰ぎ、補植後に補植数量を記入した植栽調書、補植位置図、補植平面図を監督員に提出し、補植の確認を受けること。

第5条 植樹保険

受注者は、枯補償による植替え工事を円滑かつすみやかに行うために、植樹保険の対象となる工事については、植樹保険に付すよう努めること。植樹保険に付した場合、工事完成検査時に植樹保険付保証明書を監督員に提出する。

舗装履歴台帳特記仕様書

第1条 総 則

本仕様書は、道路の舗装構成データを集積し、将来の維持・補修計画に役立てるため舗装履歴台帳を作成するものである。

第2条 適用工事

総ての舗装工事に適用する。

ただし、当面の間占用工事は除くものとする。

第3条 台帳の作成

受注者は、工事完了後定められた様式に必要事項を記入し、監督員に提出すること。

第4条 検査等

受注者は、前条で作成した舗装履歴台帳を工事検査関係書類に添付し、検査を受けるものとする。

熱帯材使用型枠の削減に係る特記仕様書

第1条 目的

本特記仕様書は、地球環境保全の観点から、従前使用されていた熱帯材を原則とするコンクリート型枠用合板(熱帯材 100%のもの)を代替型枠材料(鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等)へ転換することにより、熱帯材使用型枠の使用量を削減し、熱帯林の保全に寄与することを目的とする。

第2条 適用

この特記仕様書については、川崎市建設緑政局及び各区役所道路公園センターが発注する工事のうちコンクリート型枠用合板等を用いて施工するコンクリート工事に適用する。

第3条 代替型枠の選択

従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板(熱帯材 100%のもの)は、使用しないものとする。

受注者は、これに代わる代替型枠の選択にあたっては、地球環境保全に配慮するとともに、その工事の作業条件等により、受注者の責任と費用負担により選択するものとし、代替型枠について、施工計画書に記載するものとする。

第4条 施工及び最終処理

コンクリート型枠合板(針葉樹型枠、複合型枠)を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。

また、最終的な型枠材料の処理としては、できるだけ再利用等を図るなどして資源のムダ使いを無くすよう努めるものとする。

アスファルト混合物事前審査制度に係る特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、受注者が使用する加熱アスファルト混合物で、加熱アスファルト混合物事前審査の認定を受けたプラントの混合物を使用する場合に適用する。
- 2 受注者は、使用する混合物の種類が、事前審査の認定を受けたアスファルト混合物については、アスファルト製造者より認定書の写しを受け取り、監督員に提出することで品質管理に関する基準試験等を省略することが出来る。
- 3 工事の施工では、「川崎市土木工事共通仕様書」によるもののほか「舗装施工便覧、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説（社団法人日本道路協会発行）」の規定によるものとする。
- 4 密度、アスファルト量、粒度範囲は、「川崎市土木工事共通仕様書」によるもののほか「舗装施工便覧、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説（社団法人日本道路協会発行）」によるものとする。

境界保全測量に係る特記仕様書

業務委託料の内容は、(工種名を記入)に伴う境界保全測量(境界標埋設を含む)を計上しており、境界保全にあたっては、川崎市境界標保全要綱に従い作業するものとする。

また、境界標の選定、設置方法については、川崎市境界標設置ガイドラインによるものとする。

尚、本設計書に計上してある境界保全測量の内容としては、以下のとおりとする。

(例)

作業計画	1 業務
打合せ協議	0000 m
現地踏査	0000 m
現地調査	0000 m
仮杭設置	0000 点
基準点測量(任意)	0000 点
補助基準点測量	0000 点
境界確認	0000 回
境界標埋設(鉄筋コンクリート杭)	0000 本
境界標埋設(プレート)	0000 本
境界標埋設(鉄鋳)	0000 本

この作業は、本工事契約履行期限内(本検査前まで)に、境界標保全・マーキング完了報告書を提出し、境界標等に関する検査を終了しておくものとする。

上記以外について疑義が生じた場合は、監督員と協議し、承諾を受けてから施工すること。

現場代理人の常駐義務の緩和に係る特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、川崎市が発注する公共工事において、「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」(以下、「要綱」という。)に基づく、現場代理人の常駐義務の緩和対象となる工事に適用する。

(常駐義務の緩和)

第2条 本工事の現場代理人は、「要綱」の条件を満たす場合、兼任または常駐を要さないことができる。

(現場代理人の責務)

第3条 現場代理人は、工事請負契約約款第11条第2項の規定に基づき、常駐義務を緩和するそれぞれの工事現場について、常に正しく現場状況等を把握し、安全管理や住民対応等、適切な工事現場の運営及び取締りを実施するとともに、常に監督員との連絡体制を確保すること。

(常駐義務緩和の承諾)

第4条 受注者は、常駐義務緩和の対象とする場合、必要事項(適用条件、工程表など)を記載した書面を監督員に提出し、事前に承諾を受けること。

(法令の遵守)

第5条 受注者は、建設業法等関係法令を遵守すること。特に、本仕様書の適用については、建設業法第26条第3項に基づく、主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

(その他)

第6条 本仕様書に定めのない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、適切に対応するものとする。

余裕期間制度に係る特記仕様書（発注者指定方式）

（本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。）

（余裕期間制度の採用方式）

第1条 本工事は、工事を開始すべき日（現場着手日）を発注者が設定した発注者指定方式である。

（工期）

第2条 本工事は、余裕期間を契約締結日から令和 年 月 日までとして、令和 年月 日を現場着手日とする。

2 監督員が必要と認め、受発注者間にて協議の上、契約時に配置予定技術者届にて届け出た技術者を引き続き配置できる場合はこの限りではない（やむを得ず技術者を変更した場合を除く）。

（主任技術者及び監理技術者の設置）

第3条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の設置を要しない。

（現場代理人の常駐義務緩和）

第4条 余裕期間内は、「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」に基づき、現場代理人の設置を要しない。

（余裕期間内）

第5条 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備や下請契約、書類作成等について行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、測量等の工事の着手と判断される準備等を含め、工事に着手してはならない。

2 余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

3 余裕期間内の現場管理は、発注者の責において行うものとする。

（工事着手届）

第6条 受注者は、現場着手日から配置を予定している技術者等を記載した工事着手届を作成し、着手期限までに発注者に提出しなければならない。

（工程表）

第7条 受注者は、発注者が指定した余裕期間を考慮した工程表を作成し、契約約款第3条の規定により発注者に提出する。

（CORINSの登録）

第8条 受注者は、受注時において、工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き、10日以内に登録すること。

2 登録する工期については、余裕期間を含めた「契約工期」と余裕期間を除いた「実工期」とし、技術者の従事期間については「実工期」とする。

(その他)

第 9 条 その他事項については、川崎市土木工事共通仕様書に定められているほか、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

余裕期間制度に係る特記仕様書（任意着手方式）

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

（余裕期間制度の採用方式）

第1条 本工事は、発注者が示した契約日から現場着手期限日までの期間（余裕期間）で、受注者が工事の始期（現場着手日）を任意に設定することができる任意着手方式である。

2 現場着手期限日は、令和 年 月 日とする。

（工期）

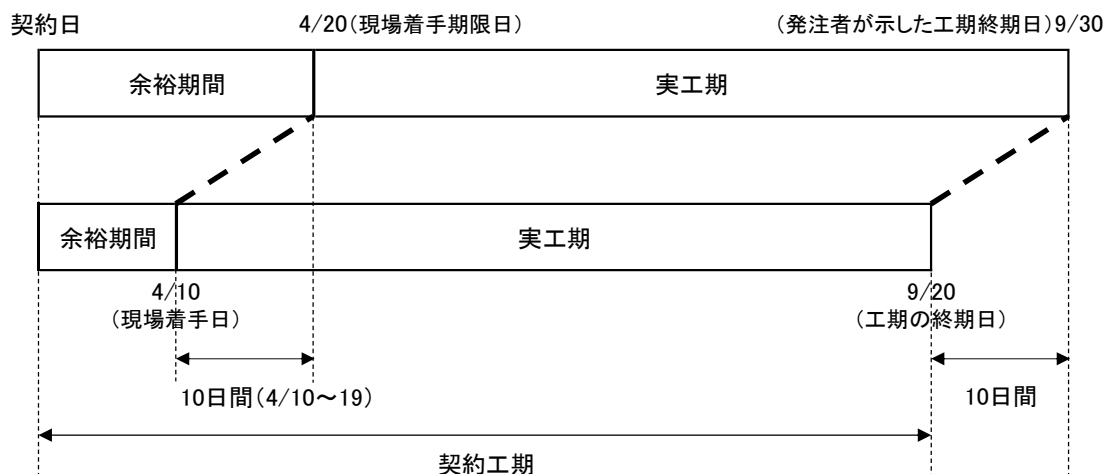
第2条 本工事は、余裕期間を別記様式1「現場着手日（変更）通知書」の記載によるものとする。

2 受注者は契約を締結するまでの間に、現場着手日及び工期の終期日（工事完成期限）を定め、別記様式1により通知しなければならない。

なお、工期の終期日は、受注者が決定した現場着手日に発注者が示した実工期を合算した日、または、現場着手日から現場着手期限日の前日までの日数分を、発注者が示した工期の終期日から差し引いた日とする。

3 契約締結後において、やむを得ない事情により工事の始期の変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、契約時に配置予定技術者届にて届け出た技術者を引き続き配置できる場合は工期に係る契約を変更することにより、現場着手日を変更することができるものとする（やむを得ず技術者を変更した場合を除く）。

例）現場着手期限が 4/20、発注者が示した工期終期日が 9/30 としている工事で、現場着手日を 4/10 とした場合、工期の終期日は 9/20 となる。



(主任技術者及び監理技術者の設置)

第3条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の設置を要しない。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第4条 余裕期間内は、「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」に基づき、現場代理人の設置を要しない。

(余裕期間内)

第5条 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備や下請契約、書類作成等については行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、測量等の工事の着手と判断される準備等を含め、工事に着手してはならない。

2 余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

3 余裕期間内の現場管理は、発注者の責において行うものとする。

(工事着手届)

第6条 受注者は、現場着手日から配置を予定している技術者等を記載した工事着手届を作成し、着手期限までに発注者に提出しなければならない。

(工程表)

第7条 受注者は、発注者が指定した余裕期間を考慮した工程表を作成し、契約約款第3条の規定により発注者に提出する。

(CORINSの登録)

第8条 受注者は、受注時において、工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き、10日以内に登録すること。

2 登録する工期については、余裕期間を含めた「契約工期」と余裕期間を除いた「実工期」とし、技術者の従事期間については「実工期」とする。

(その他)

第9条 その他事項については、川崎市土木工事共通仕様書に定められているほか、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

別記様式 1

現場着手日（変更）通知書

令和____年____月____日

（あて先）

川 崎 市 長

受 注 者

住 所.....

商号又は

名 称.....

代表者名.....

下記のとおり工期を定めましたので通知します。

契 約 番 号	第	号
工 事 名		
工 事 場 所		
契約予定年月日	令和	年 月 日
現場着手期限日	令和	年 月 日
現 場 着 手 日	令和	年 月 日
実 工 期	現場着手日から令和 年 月 日	
備 考		
余裕期間中 の連絡先	氏名	
	連絡先	

※落札候補者は、契約課から落札候補者である旨の連絡を受けたら速やかに、上記の記載事項について、設計担当部署と協議し、提出すること。

別記様式1 (記載例)

現場着手日(変更) 通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

川 崎 市 長

受 注 者

住 所 〇〇市〇〇町〇番地

商号又は

名 称 〇〇〇 会社

代表者名 〇〇 〇〇

下記のとおり工期を定めましたので通知します。

契 約 番 号	第〇〇〇〇〇〇〇〇号	
工 事 名	市道〇〇号線〇〇〇〇工事	
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇番地先	
契約予定年月日	令和 7 年 〇 月 〇 日	
現場着手期限日	令和 7 年 4 月 2 0 日	
現 場 着 手 日	令和 7 年 4 月 1 0 日	
実 工 期	現場着手日から令和 7 年 9 月 2 0 日	
備 考		
余裕期間中の連絡先	氏名	〇〇 〇〇
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※落札候補者は、契約課から落札候補者である旨の連絡を受けたら速やかに、上記の記載事項について、設計担当部署と協議し、提出すること。

公共工事における再生コンクリート砂(RC - 10)の使用に係る特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、土木工事から発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、路盤廃材等の建設副産物の有効利用促進に努め、建設廃材を破砕して製造する再生コンクリート砂の使用促進を図ることを目的とする。

(購入先)

第2条 使用する再生コンクリート砂は、原則として、指定工場（特定建設資材廃棄物等の再資源化处理施設）として登録されている工場から購入すること。

(使用上の注意点)

第3条 再生コンクリート砂の使用にあたっては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 平成3年8月23日付け、環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係わる環境基準に適合することを確認すること。
- (2) 各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うこと。
- (3) この試験は、受注者（現場代理人等）の立会のもと再生砂製品から直接採取した試料により、製造業者が行うこと。
- (4) 受注者は、製造業者から提出された試験結果報告書により六価クロムに係わる環境基準の適合確認を行い、工事名を明示した試験報告書を発注者（監督員）に提出し、確認を受けること。

(検査等)

第4条 受注者は、工事完成検査の際、提出した試験報告書により、検査を受けること。

環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書

第1条 実施対象

元請業者又は下請け業者が保有又は賃借する自動車を使用して貨物又は廃棄物の運搬を行う際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着して運行する場合を対象とする。

第2条 実施内容

第1条に該当する場合、次に掲げる環境配慮行動項目を実施するよう努めること。

- （1）自動車の運行に当たってはエコドライブを行うとともに、自動車にはエコドライブを実施する旨の表示（様式任意）を行うこと。
- （2）規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。
- （3）低公害・低燃費車を積極的に使用すること。

電子納品特記仕様書（工事）

（電子納品）

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「最終成果物を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領(令和8年4月版)」(以下、「要領」という。)に基づいて作成した電子データを指す。

（成果品の提出）

- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出すること。また、電子納品対象外のものは従来どおり紙で提出すること。「要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。なお、確認用書類については、「要領」の「6. 納品媒体の確認方法」に従い提出すること。

（事前協議）

- 3 契約締結後速やかに、「要領」に定める事前協議を実施すること。協議に当たっては、事前協議チェックシートの受注者記入部分を記入の上、提出すること。

（ウィルス対策）

- 4 成果品の提出の際には、必ず最新のウィルス定義を適用したウィルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認すること。

（舗装履歴台帳）

- 5 舗装履歴台帳特記仕様書により舗装履歴台帳の提出が義務付けられている工事においては、工事完成時に作成を行ない、電子データを提出する電子媒体へ格納すること。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に関する手続き特記仕様書

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事です。請負者は、建設リサイクル法の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めてください。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めてください。

なお、本工事を落札し受注の際には、次のとおり対応してください。

（１）請負契約の締結前におこなう手続き

- 1) 建設リサイクル法第12条に基づき、発注者に分別解体等の内容について説明（協議）してください。（「説明書」及び添付資料を PDF データで作成し、発注担当課にメールで提出）（注1 参照）
- 2) 契約日の2日前までに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面」（以下、「書面」という）を記載し、単独の PDF データで作成して発注担当課にメールで提出の上、書面の「施設の名称」の欄に記載した施設が川崎市の指定登録工場または指定登録施設であることを双方で確認してください。（注2 参照）
※書面を発注担当課窓口で紙で提出することも可能です。
- 3) 紙契約の場合、必ず発注担当課からメールで送付された書面データを印刷し、契約書に綴ってください。

（２）工事施工中

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化してください。

（３）再資源化等の完了時

再資源化等が完了した時は、すみやかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化等報告書」を川崎市の監督員に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存してください。

（４）その他

- 1) 分別解体等及び再資源化について、建設リサイクル法の趣旨を十分踏まえて工事の施工にあたってください。
- 2) 指定工場登録リスト（C0 塊・As 塊）、指定業者登録名簿（木材）及び必要な書類は、川崎市のホームページから以下の手順でダウンロードできます。

トップページ → 組織から探す（局一覧） → 建設緑政局
→ 技術監理課 → 建設副産物取扱要綱 → ● 指定工場登録リスト
→ 建設発生木材再資源化に関する事務取扱要領 → ● 指定業者登録リスト
→ 建設リサイクル法（契約に必要な書類） → ● 説明書・書面・再資源化等報告書

※注1 発注者に説明した内容を下請者に対しても教えてください。

※注2 川崎市ではコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、指定登録工場制（建設発生木材については、指定登録施設制）を採用していますので書面には、川崎市の指定登録工場または指定登録施設を記載してください。

不陸整正特記仕様書

- 1 本工事における不陸整正は、設計内訳書で指定する材料により、アスファルト舗装等の施工に適した路盤となるように仕上げるものとする。設計内訳書で指定する材料と異なる材料を使用する場合は、監督員の承諾を得るものとする。
- 2 施工に際しては、上記路盤となるよう施工管理を行い、施工状況写真及び施工完了写真を監督員へ提出するものとする。撮影頻度は、川崎市土木工事写真管理基準の出来形管理写真撮影箇所一覧表における 3-2-6-7-2 アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工の転圧状況（施工中）及び整正状況（整正後）に準拠すること。
- 3 設計内訳書における不陸整正の規格欄に記載されている厚さについては、積算のための考え方を示すものであり、指定事項ではない。

設計書記載数量等の取り扱いに関する特記仕様書

第1条 総則

- (1) 工事目的物について、設計図書に記載されている数量は指定事項とする。
- (2) 工事目的物作成に係る一切の手段およびその数量（以下、数量等 という）は、他の契約図書に指定されていない限り、受注者が定めるものであり、指定事項ではない。

例：掘削・埋戻し・残土等処分等の土工数量、現場発生品運搬の回数、
任意施工の仮設数量、舗装版切断の延長、交通誘導警備員の人数 等

第2条 契約変更について

- (1) 第1条（1）に該当する数量については、工事打合せ簿等により協議が整ったものは、原則として契約変更の対象とする。
- (2) 第1条（2）に該当する数量等については、発注者が積算を行う上での参考値または標準値であり、施工条件の変更等がない限り、原則として、施工数量の増減や工法変更等による契約変更は行わない。なお、施工条件の変更等により契約変更を行う場合は、工事打合せ簿等により協議を行うこと。

第3条 履行確認について

- (1) 第1条（1）に該当する数量については、川崎市土木工事施工管理基準または、これに準ずる基準に基づき履行確認を行う。
- (2) 第1条（2）に該当する数量等については、施工計画書、道路工事等協議書、地元住民協議経過等を参考に、実際の単位当り（1施工区間当り、1日当り等）の施工数量等の妥当性や法令の遵守状況等を概括的に確認するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、本工事におけるアスファルト舗装版切断時及びコンクリート舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理方法)

第2条 受注者は、可能な限り吸引により回収した濁水を汚泥の産業廃棄物として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならない。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬業務委託契約を締結しなければならない。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃掃法」という。）において定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理するものとする。

5 濁水が発生しない工法を採用した場合は、排水吸引機能を有する舗装切断機械等と同様に粉塵の飛散防止を図るとともに、回収した粉塵は廃掃法に基づき適正な運搬及び処理を図るものとする。

(提出書類)

第3条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する計画を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可書の写しを添付しなければならない。

(検査等)

第4条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提示するものとする。

(実態調査)

第5条 受注者は、本工事等における濁水処理量に係る実態調査を行う場合は、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長または切断深さを変更した場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 本特記仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき、または本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

鉛等の有害物を含有する塗料の剥離作業等に関する特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、川崎市が発注する公共工事において、橋梁等建設物に塗布された鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業等（以下「剥離等作業」という）を行う工事に適用する。

(法令の遵守)

第2条 受注者は、剥離等作業を実施する際は、労働安全衛生法や鉛中毒予防規則などの関係法令を遵守し、作業に従事する労働者の健康障害防止に必要な対策を講じること。

(安全管理計画)

第3条 受注者は、作業に従事する労働者の健康障害防止対策に基づいた安全管理計画を施工計画書に明記し、監督員の承認を得ること。また、その内容について、作業員への周知徹底を図り、安全かつ適正に剥離等作業を実施すること。

(鉛作業主任者の選任)

第4条 受注者は、鉛中毒予防規則に基づく鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任し、監督員に報告しなければならない。また、鉛作業主任者は、剥離等作業時は現場に常駐し、現場の状況を把握するとともに、作業に従事する労働者に対して、必要な指示や指導を行い、適切な安全管理に努めること。

(その他)

第5条 本仕様書に定めのない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、適切に対応するものとする。

工事期間中における夜間・休日等の連絡体制に関する特記仕様書

本工事の施工上必要な対応を行うために次の事項を遵守すること。

1. 本工事においては、施工時間内だけでなく、夜間・休日等の施工時間外においても、現場での事故、天候の急激な悪化他、不測の事態に備え、常時連絡が取れる電話番号を施工計画書に記載して監督員に提出すること。また、現場組織内の連絡体制を整備すること。
2. 本工事で設置する標示板（工事中看板）には、受注者及びその連絡先を記載し、連絡先については、夜間・休日等の施工時間外においても、常時連絡が取れる電話番号とすること。
なお、緊急連絡先として、営業時間外の連絡先を営業時間内の連絡先と併記することも可とする。

設計図面の表記省略に関する特記仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、川崎市が発注する公共工事の設計図面において「川崎市土木工事標準構造図集」(以下「標準構造図集」という)に掲載のある構造図について表記を省略する場合に適用をする。

(省略する構造図の表示方法)

第2条 構造図の表記を省略した工種については、標準構造図集に掲載されている構造図の図面番号及び作成年月を設計図面の工種別集計表に記載する。

(使用する構造図の確認)

第3条 受注者は、川崎市ホームページに掲載されている標準構造図集から工種別集計表に記載された構造図番号及び作成年月と一致する構造図をダウンロードなどにより入手して、確認すること。

(受発注者間の構造図の確認)

第4条 受注者は、必ず使用する構造図を監督員への提出等により確認を受けた後に施工すること。

(変更設計時の対応)

第5条 工事内容の変更等により新たな工種が発生した場合も、第3条及び前条の規定を適用する。

(その他)

第6条 上記以外について疑義が生じた場合は、監督員と協議し、承諾を受けること。

総価契約単価合意方式特記仕様書

1 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負金額の変更をおこなう場合の金額の算定や内払金額の算定を行うための単価等を前もって受発注者間で協議して合意しておくことにより、設計変更や内払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2 本方式の実施にあたっては、「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に基づき行うものとする。

3 「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。

※「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」は、川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000052876.html>) からダウンロードできます。

1 日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

第1条 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

第1条 総 則

本仕様書は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の付保の履行について定めたものである。

第2条 対象工事

土木工事標準積算基準書を適用する、全ての工事とする。

第3条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第4条 保険付保の確認

受注者は保険契約を締結したときは、川崎市工事請負契約約款第 58 条に基づき、その証券等を監督員に提示しなければならない。

＜川崎市工事請負契約約款抜粋＞

（火災保険等）

第 58 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

川崎市週休2日確保工事（土木工事編）

特記仕様書

令和8年7月改定版

- 1 本工事は、建設業の労働環境を改善することを目的として実施する「川崎市週休2日確保工事（土木工事編）」の対象工事である。
- 2 本工事の実施にあたっては、『川崎市週休2日確保工事実施要領（土木工事編）』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市週休2日確保工事実施要領（土木工事編）』に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。
- 4 本工事を実施するにあたり、確保工事である旨を明示する看板を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、『川崎市週休2日確保工事実施要領（土木工事編）』を参考にして、大きさはA3サイズ以上とする。
- 5 受注者は、川崎市週休2日確保工事（土木工事編）に関することで意見や要望等がある場合は、工事完了後「意見・要望書」に記載し工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。

※『川崎市週休2日確保工事実施要領（土木工事編）』、『様式集』、及び『意見・要望書』は下記、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyoku/category/282-4-8-0-0-0-0-0-0.html>

「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事」特記仕様書

令和5年3月版

- 1 本工事は、建設技能者の処遇改善及び育成、建設事業者の担い手確保に寄与することを目的として実施する「CCUS活用モデル工事」の対象工事である。
- 2 受注者が「CCUS活用モデル工事」として、希望する場合に実施できるものとする。
- 3 CCUS活用にあたっては「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行実施要領（建設緑政局版）」に基づき行うものとする。
- 4 「川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行実施要領（建設緑政局版）」に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。
- 5 CCUS活用に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

土木工事等の情報共有システム利用工事特記仕様書

【発注者指定型】

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の生産性向上、工事目的物の品質確保を目的として実施する「土木工事等の情報共有システム利用工事」【発注者指定型】の対象工事である。
- 2 情報共有システムの利用にあたっては、『川崎市土木工事等の情報共有システム実施ガイドライン』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市土木工事等の情報共有システム実施ガイドライン』に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。

土木工事等の情報共有システム利用工事特記仕様書

【受注者希望型】

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の生産性向上、工事目的物の品質確保を目的として実施する「土木工事等の情報共有システム利用工事」【受注者希望型】の対象工事である。
- 2 情報共有システムの利用にあたっては、『川崎市土木工事等の情報共有システム実施ガイドライン』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市土木工事等の情報共有システム実施ガイドライン』に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。

川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事特記仕様書

【発注者指定型】

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の業務効率化、契約の適正な履行及び品質の確保を目的として実施する「川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」の【発注者指定型】対象工事である。
- 2 遠隔臨場の実施にあたっては、『川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に基づき行うものとする。
- 3 受注者は、遠隔臨場の実施の可否について発注者と協議するものとする。
- 4 『川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に記載のない事項については、受注者及び発注者間の協議によるものとする。
- 5 受注者は、遠隔臨場の実施の有無にかかわらず、工事完了後アンケート調査に協力するものとし、工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。

川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事特記仕様書

【受注者希望型】

- 1 本工事は、建設事業における受発注者の業務効率化、契約の適正な履行及び品質の確保を目的として実施する「川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」の【受注者希望型】対象工事である。
- 2 遠隔臨場の実施にあたっては、『川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市土木工事等建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』に記載のない事項については、受注者及び発注者間の協議によるものとする。
- 4 受注者は、工事完了後アンケート調査に協力するものとし、工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。

川崎市 I C T 活用工事に関する特記仕様書【発注者指定型】

(総則)

第1条 本工事は、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び完成図書や施工管理の記録などの関係書類について、3次元データ等を活用する「I C T 活用工事」の【発注者指定型】対象工事である。

(定義)

第2条 I C T 活用工事とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいてI C Tを活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T 建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

※ ただし、簡易型、チャレンジカワサキ型については、川崎市が定めた「川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型 ○○工）」等に基づき、監督員と協議し決定するものとする。

※ それぞれの型における詳細については、川崎市ホームページを参照のこと。

(実施の選択)

第3条 受注者は、I C T 活用工事を実施する場合は、「川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン」等により行うものとし、施工計画書を作成し、監督員と協議の上、施工内容を確定すること。

(I C T 活用工事の具体的内容)

第4条 I C T 活用工事は、I C T を活用して、以下の施工を実施する。

- (1) 3次元起工測量

受注者は、I C T 建設機械による施工ができるように、トータルステーション（光波方式又はノンプリズム方式）（以下、「T S」という。）、無人航空機や地上型レーザースキャナー等を用いた3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- (2) 3次元設計データ作成

受注者は、第4条(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、I C T 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

- (3) I C T 建設機械による施工

受注者は、第4条(2)で作成した設計データを用い、I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- (4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、国土交通省の「3次元計測を用いた出来形管理要領（案）」などに準拠して施工計画書を作成し、施工管理を行うこと。また、3次元施工管理データにて出来形管理等を実施する場合は監督員と協議を行った上で施工管理を実施すること。

なお、従来通り断面管理を実施する場合には、川崎市土木施工管理基準（以下「本市基準」という。）に準じて出来形管理を行うものとする。ただし、3次元施工管理データの出

来形管理等と従来手法との二重管理は行わない。

監督及び完成検査については、国土交通省の「出来形管理の監督・検査要領（案）」などの基準に準拠し実施するものとし、完成図書の作成について監督員と協議を行うこと。なお、当該要領に実施することが困難な場合には、川崎市工事請負工事監督規程、川崎市請負工事検査規定、川崎市請負工事検査事務取扱要領など（以下「本市規定」という。）に基づき実施するものとする。

（５）３次元データの納品

受注者は、第４条（４）により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

（施工協議）

第５条 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、各ガイドライン及びの川崎市土木工事標準積算基準書等に基づき各段階を設計変更の対象とする。

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

（工事成績）

第６条 ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、主任監督員の評価項目である「創意工夫」を評価対象とする。

（実施の中止、変更）

第７条 受注者は、工事の施工に当たり、やむを得ない事情によりＩＣＴ活用工事の実施が困難となった場合、発注者に対して実施の中止、または変更などの協議を行うことができる。

（調査への協力）

第８条 受注者はＩＣＴ活用工事に係るアンケート調査に協力するものとする。アンケート調査は、ＩＣＴ活用の有無を問わず、原則、検査前までに入力を終えること。

アンケートフォーム <https://logoform.jp/f/fyLXX>

（その他）

第９条

（１）本特記仕様書に記載がない事由が生じた場合は速やかに監督員と協議を行い、承認を得た後に施工を実施すること。

（２）ガイドラインに掲載の無い工種については、監督員と協議を行い、承諾を得ること。なお、実施にあたり、国土交通省の各実施要領及び積算要領を準拠すること。工事成績については第６条とする。

（３）ＩＣＴ活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ＩＣＴ活用工事として事後設定できるものとする。

川崎市 I C T 活用工事に関する特記仕様書【受注者希望型】

(総則)

第1条 本工事は、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び完成図書や施工管理の記録などの関係書類について、3次元データ等を活用する「I C T 活用工事」の【受注者希望型】対象工事である。

(定義)

第2条 I C T 活用工事とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいて I C T を活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T 建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

※ ただし、簡易型、チャレンジカワサキ型については、川崎市が定めた「川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン（簡易型・チャレンジカワサキ型 ○○工）」等に基づき、適宜選択し活用する。

※ それぞれの型における詳細については、川崎市ホームページを参照のこと。

(実施の選択)

第3条 受注者は、I C T 活用工事を実施する場合は、「川崎市 I C T 活用工事実施ガイドライン」等により行うものとし、施工計画書を作成し、監督員と協議の上、施工内容を確定すること。

(I C T 活用工事の具体的内容)

第4条 I C T 活用工事は、I C T を活用して、以下の施工を実施する。

- (1) 3次元起工測量

受注者は、I C T 建設機械による施工ができるように、トータルステーション（光波方式又はノンプリズム方式）（以下、「T S」という。）、無人航空機や地上型レーザースキャナー等を用いた3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- (2) 3次元設計データ作成

受注者は、第4条(1)で取得した計測データと設計図書を用いて、I C T 建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

- (3) I C T 建設機械による施工

受注者は、第4条(2)で作成した設計データを用い、I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- (4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、国土交通省の「3次元計測を用いた出来形管理要領（案）」などに準拠して施工計画書を作成し、施工管理を行うこと。また、3次元施工管理データにて出来形管理等を実施する場合は監督員と協議を行った上で施工管理を実施すること。

なお、従来通り断面管理を実施する場合には、川崎市土木施工管理基準（以下「本市基

準」という。)に準じて出来形管理を行うものとする。ただし、3次元施工管理データの出来形管理等と従来手法との二重管理は行わない。

監督及び完成検査については、国土交通省の「出来形管理の監督・検査要領(案)」などの基準に準拠し実施するものとし、完成図書の作成について監督員と協議を行うこと。なお、当該要領に実施することが困難な場合には、川崎市工事請負工事監督規程、川崎市請負工事検査規定、川崎市請負工事検査事務取扱要領など(以下「本市規定」という。)に基づき実施するものとする。

(5) 3次元データの納品

受注者は、第4条(4)により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

(施工協議)

第5条 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、各ガイドライン及びの川崎市土木工事標準積算基準書等に基づき各段階を設計変更の対象とする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

(工事成績)

第6条 ICT活用工事を実施した場合は、主任監督員の評価項目である「創意工夫」を評価対象とする。

(実施の中止、変更)

第7条 受注者は、工事の施工に当たり、やむを得ない事情によりICT活用工事の実施が困難となった場合、発注者に対して実施の中止、または変更などの協議を行うことができる。

(調査への協力)

第8条 受注者はICT活用工事に係るアンケート調査に協力するものとする。アンケート調査は、ICT活用の有無を問わず、原則、検査前までに入力を終えること。

アンケートフォーム <https://logoform.jp/f/fyLXX>

(その他)

第9条

(1) 本特記仕様書に記載がない事由が生じた場合は速やかに監督員と協議を行い、承認を得た後に施工を実施すること。

(2) ガイドラインに掲載の無い工種については、監督員と協議を行い、承諾を得ること。なお、実施にあたり、国土交通省の各実施要領及び積算要領を準拠すること。工事成績については第6条とする。

(3) ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとする。